

京都大学	博士（ 文学 ）	氏名	坪井 剛
論文題目	専修念仏教団成立史の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、近年、研究が停滞している鎌倉期の専修念仏教団史研究に対して新たな視角と論点を提示すべく、思想（教理）的分析と史的考察を併用することで、通説の見直しを迫り、法然の思想及び専修念仏教団に関する評価の転換を図ろうとするものである。本論文は、以下に順次述べるように、六章の本論と、その前後に配した序章・結語からなる。</p> <p>序章では、法然及び専修念仏教団をめぐる研究史を詳細に論じるとともに、それらの中世成立期の仏教史研究全体のなかに位置づけようとする。顕密体制論の提唱により、中世宗教の特質解明において専修念仏教団を研究することが副次的となり、同時に、専修念仏集団が鎌倉期に独立した教団を構成した点にも疑問が示され、専修念仏教団に関する研究が停滞することになった。著者はかかる状況の打破が課題であるとす。そして、法然らの専修念仏思想は平安浄土教の否定であり、前代からみられる聖は系譜的には決して法然へ繋がらないという平雅行氏の学説を批判し、法然らが聖のネットワークと深い関係にあったことは確実であり、前代との連続面をも重視した上で、専修念仏教団の社会的定着に関する克明な研究を行うことが必要だと述べる。かかる研究史理解と課題設定にもとづき、以下の本論が展開される。</p> <p>第一章「初期専修念仏教団と顕密八宗」では、法然在世時から没後まもなくの期間を対象とし、専修念仏教団の集団としての特質を追求しようとするものである。当時、専修念仏者とは、結党し念仏以外の行業を拒否する存在と認識されており、実際、彼らは顕密僧との交流を拒絶し、「別衆」とも表現される排他的集団を構成していた。そして、かかる性格が顕密僧との間で様々な争論を引き起こす原因となった。</p> <p>その専修念仏教団の集団的排他性は、単に念仏の専修という行業に基づくのみならず、法然が顕密諸宗を「別解別行」の者と規定し、顕密僧の主張を聞き入れてはならないと教示していたことによるものであった。「別解別行」を顕密諸宗とする解釈は、善導『観経疏』散善義に見える二河白道の比喻を法然が独自に解釈したものであり、これは法然による一代聖教の解釈である聖道浄土二門判に由来する。ここで法然は、自らの立場である浄土門を顕密仏教の枠外にあると自己規定しており、これにより現実社会では専修念仏教団の排他性が顕現してきたものと考えられる。</p> <p>また、専修念仏者と顕密僧との相論は、互いに相手の行業の宗教的無価値性を主張する宗論であったといえ、当時、かかる宗論は国家により禁止されていると認識されていた。専修念仏者と顕密僧の宗論は、顕密仏教側には専修念仏者が「八宗」共存を脅かす存在と映り、これこそが「興福寺奏状」で「八宗同心之訴訟」と表現される原因となったものと思われる。また、当時の国家の役割は、「八宗」の共存・平和を破るような宗論を惹き起こす存在を取り締まることと認識されていたのであって、思想内容を直接統制することが求められていた訳ではなかったと述べる。</p> <p>第二章「建永の法難」事件再考」は、遵西・住蓮房らが死罪となり、法然らが流罪となった「建永の法難」事件について、史料批判を踏まえて、訴訟の過程を詳細に復元することで、新たな解釈を示そうとするものである。</p> <p>まず、元久元年十月に提出されたという「興福寺奏状」に関して、森新之介氏は、現在われわれが目にする奏状の原文には文書形式上の不備があり、貞慶が法然保護のために提出した奏状と、興福寺五師三綱が法然処罰のために出した奏状が複合されたものだと解する。しかし、著者は森説には従い難いとし、現状の興福寺奏状は、興福寺大衆からの奏状部分と興福寺五師三綱等申状を合わせて書写したもので、前者は興</p>			

福寺大衆が朝廷に出した奏状、後者は前者を訴訟ルートに乗せるために摂関家へ提出された申状と解釈すべきだとする。

その上で、興福寺の訴訟過程の復元を進める。元久二年九月、興福寺大衆は蜂起を決定し、そのことを氏長者九条良経に伝え、これと平行して奏状提出の準備を進めていた。一方、朝廷は法然に怠状を提出させ、興福寺へ訴訟に及ぶ必要は無いとの院宣を下し、大衆の動きを制止した。しかし、興福寺側の不満は収まらず、十月には興福寺奏状及び興福寺五師三綱等申状を提出し、専修念仏の問題を正式の訴訟ルートに乗せる。これに対して朝廷は十二月二十九日に至って口宣案を興福寺大衆に披露したが、それに不満を持った大衆は五師三綱を京へ遣わして事態の打開を図る。当時、藤氏長者であった九条良経は、法然とその弟子とを切り離す方針で訴訟を処理しようとしていたが、元久三年三月に九条良経が頓死し、氏長者が近衛家実へ交代すると、同五月、興福寺側は再び訴訟を活発化させる。良経の死により、法然と弟子とを切り離して対処するという朝廷の方針は放棄され、また、興福寺の意に沿うような宣旨が下されることになった。このように、法然とその弟子を一体に扱う方針を朝廷が採っていたからこそ、元久三年正月に遵西・住蓮房らが密通事件を起こすと、法然らが国家的処罰として流罪に処せられたとする。

第三章「法然没後の専修念仏教団と「嘉禄の法難」事件」は、法然没後の専修念仏教団にとって最大の法難事件とされる「嘉禄の法難」に関する事実解明を進めることで、当該期における専修念仏教団の位置づけを再考する論考である。

「嘉禄の法難」事件では多くの専修念仏者が処罰されたが、そのきっかけは隆寛という専修念仏者と天台僧定照との法論にある。隆寛はこの事件で専修念仏教団の張本だと名指しされているが、彼は遁世以前には、青蓮院門跡慈円の修法に度々参加しており、慈円が吉水坊に建立した大懺法院の供僧にも名を連ねていたことから、青蓮院門跡の門徒でもあったことが分かる。また、この事件で隆寛と同じく張本として処罰された空阿弥陀仏・幸西、与同の嫌疑を懸けられた証空も、同様に何らかの形で青蓮院門跡との関わりが推察される。一方、「嘉禄の法難」事件が起こった時点で京都近郊に居たと考えられるにも係わらず、処罰対象とならなかった信空・湛空・源智といった法然の有力門弟は、それぞれ法然から円頓戒を相承している者、相承が推察される者であった。また源智・弁長は法然と同じく叡空から円頓戒を相承しているとされ、信空・湛空・源智は宝地房証真と同一の戒脈に属することになる。証真は天台宗の碩学であるとともに、当時の山門衆徒の衆意を主導し得る存在であり、またこの事件で専修念仏者処罰の主導的役割を担ったのは、証真門下の僧侶であった。それゆえ、同じ戒脈にあたる信空・湛空・源智は他の専修念仏者と一線を画す存在と認識され、処罰対象から外されたのである。

処罰者が青蓮院門跡に関係する専修念仏者に偏っている点は重要である。当時、延暦寺衆徒が批判していた専修念仏教団の問題点は、専修念仏者による謗法の言動と、新たな専修念仏者が再生産されていくことであった。特に、僧俗を問わず往生を祈る者が群集していた法然墓所では、専修念仏者が再生産されていたと考えられ、その場を管轄するのが青蓮院門跡であった。このような状況下において、青蓮院門跡出身の専修念仏者であった隆寛と証真門下の定照との間で法論が交わされたことにより、青蓮院門跡という僧侶集団と専修念仏教団との親近性・重複性が延暦寺衆徒から再確認され、青蓮院門跡関係の専修念仏者のみが選択的に罪科に処されることになった。このように、「嘉禄の法難」事件は延暦寺内部のセクショナリズムによる部分が大きく、国家による思想弾圧であると評価することは難しいと結論づける。

その上で、顕密体制論では、専修念仏教団は顕密主義に対して思想的に妥協し、体制化していったと捉えるが、「嘉禄の法難」事件が示すように、顕密仏教と専修念仏教団との葛藤は、単に専修念仏側の思想的妥協のみによって解消されていくものではなく、顕密仏教側の僧侶集団の様々な事情・論理をも含み込みながら、多様で複雑な

経過を辿っていくと述べる。

かかる問題意識を踏まえて、第四章「鎌倉期における専修念仏教団の形成と展開」においては、法然没後、多くの門流に分かれた専修念仏教団の展開過程とその具体的な活動についての考察がなされる。

鎌倉期における専修念仏教団の有力な門流は京都を中心とした証空門流であったが、その僧侶集団としての特徴は、一つには公家・武家などから支援者を得て、拠点寺院を建立し、主にその支援者の私的な仏事を行うことであった。このようなあり方は支援者との関係が崩れると門流そのものが崩壊することとなり、法系の継承は不安定なものであった。その一方で、証空門流は西山往生院でも僧侶集団を形成しているが、こちらは延暦寺別院としての性格が濃厚であり、寺院としては安定的に継承されても、法系は本寺延暦寺の意向によって左右された。

その一方で、後に大宗派となる鎮西義や本願寺門徒は、当初、地方において僧侶集団を形成していた。鎮西義においては地方有力者の支援が必要であり、本願寺門徒においては民衆の支援が必要であった。しかし、この両者は鎌倉後期になると京都に進出し、それぞれ法然の知恩院、親鸞の本願寺といった祖師遺跡寺院を中心に活動するが、特徴的なのは延暦寺との関係である。つまり、本願寺門徒は妙法院を本所としてつづ青蓮院とは「候人」としての関係を結んでおり、知恩院は青蓮院院家である「知恩院」に包摂される形をとっていた。それゆえ、両者は法系を安定的に伸ばすことができ、祖師信仰を中心として庶民との関係を結んだ。このような鎌倉期の僧侶集団としての性格が室町期以降のそれぞれの門流発展の基礎となつたのであり、戦国期以降の勢力拡大もこういった鎌倉期以来の僧侶集団としての特徴を踏まえて考察しなければならないと述べ、今後の課題を明示する。

法然の思想そのものの分析が、第五章「法然専修念仏思想における諸行往生の可否と聖道門方便説」である。法然の思想構造を論じた平雅行氏の研究が発表されて以降、法然の専修念仏思想における聖道門の「否定」という問題と、諸行往生の可否という問題をめぐり論争が続いている。本章は、これらの問題を考察するとともに、法然による末法克服の方法について論じるものである。

諸行往生の可否については、近年、本庄良文氏が精力的に論考を発表しており、法然の専修念仏思想においては、理論的には諸行往生が認められているが、非常に困難なものであったがゆえに、法然は勧めなかったと結論づける。本章も本庄氏の理解に賛同するものだが、この諸行往生の可否という問題を『三部経釈』から『選択集』への思想的展開の中に位置づけると、法然の『選択集』での到達点がより明確になる。つまり、前者では釈迦滅後においてのみ釈迦は念仏往生を勧めるという、時期的限定が認められたのに対し、『選択集』では時期的限定はなくなり、釈迦在世時から一貫して念仏往生を勧めるものであったとしている。

この『選択集』での立場は、聖道得悟の問題についても同様であったと思われる。つまり、法然は聖道得悟を不可能とは考えていなかったが、浄土門は聖道門より優れた法門であり、かつ釈迦・先師諸賢の意図が浄土門、念仏往生にあることを強調することにより、念仏での往生が確実であることを示そうとした。つまり、聖道得悟も諸行往生もともに現下では困難であり、それに対して念仏往生は釈迦出世本懐・弥陀本願の確実な往生行であることから勧めるとするのが法然の立場だった。このように考えた場合、聖道門はあくまで法然の思想の中では方便説として位置付けられるものといえよう。そして、この聖道門方便説も、当然、時機に左右されるものではなく、釈迦在世時から末法後百年間まで有効であるとされた。当時の末法克服の方法とされていたのは、最澄以来の時機論に則り、像法・末法でも真摯に修法に励むことにより得脱できるとする「末法証法論」であったが、法然の場合は、自らの法門を既存宗派の枠外に自己規定し、自宗こそが釈迦の出世本懐に合致すると示すことで、末法を克服しようとするものであったと評価できる。これは法然独自の方法であり、末法論にお

いては法然の専修念仏思想の延長線上に親鸞らの思想を捉えるべきだとする。

法然及び専修念仏教団の系譜的前提であるか否かが議論されている平安後期の聖について考察するのが、第六章「十一世紀から十二世紀初頭にかけての仏教説話における聖について」である。本章では、平安後期から院政期に編まれた仏教説話集（往生伝）に見える「聖」、またはそれに類する語を網羅的に抽出し、それぞれの説話集において、「聖」と呼ばれる僧の特徴を明示する。

十世紀末成立の『日本往生極楽記』では、「聖」の語が用いられているのは空也のみだが、行基伝に見える「異国聖者」＝菩提遷那や、行海伝の「一聖僧」との表現をも考慮に入れるなら、明確に彼此の行業をする聖僧といったものが想定されていたわけではなく、「聖」はあくまで彼岸の非現実的存在が現実世界に化現する存在として認識されていたものと推察される。次に、十一世紀中葉成立の『法華験記』では、全一二九話のうちほぼ半数の六五話において「聖」「聖人」「上人」といった語が使われている。末木文美士氏は、『法華験記』の段階から「聖」の「聖」たる所以は、山林修行や苦行で得た呪力などによるとするが、『法華験記』の記事を渉猟すると反例が多く見出され、苦行や呪力が「聖」と呼ばれる要因ではなかったと考えられる。

「聖」とは、僧体であるが僧位僧官を持たず、前世・現世を問わずに悪業＝仏法上の罪咎の無い人物、いわば宗教的清浄性を備えた人物とすべきであるとする。

十一世紀末・十二世紀初頭に大江匡房が編纂した『続本朝往生伝』『本朝神仙伝』には、「聖」の用例が少なく、編者が「聖」をどのように捉えられていたかは不明である。最後に、十二世紀前半にできた『拾遺往生伝』『続拾遺往生伝』では、再び多くの「聖」「聖人」「上人」の呼称が見える。ここでの特徴は、『日本往生極楽記』でみられたような権化垂迹に対する「聖」呼称が見られなくなり、「居住地＋聖」という呼称が増加している。これはいわゆる別所寺院の成熟とともに、別所に住む僧侶に対して「聖」の呼称を用いるようになってきたものと判断される。つまり、垂迹としての「聖」は完全に後退し、霊山・別所・地方寺院に住む、現実的存在が「聖」と呼ばれるようになるという。

その上で、平安後期になると民間宗教者が増加して、その中で階層分化が進みつつあり、当該期の聖が法然の専修念仏教団に収斂されるという理解も、聖が鎌倉期の禅律僧につながるものだとする見解も一面的だと述べる。そして、民間宗教者の階層分化の実態を説話文学以外の史料から跡づけていくことが課題だとして本章を締め括る。「結語 一本論考の成果と課題」では、本論文が解明した点をまとめ、それを顕密体制論提唱後の研究史のなかに位置づけ、残された課題を明示する。

(論文審査の結果の要旨)

法然とそのもとで形成された専修念仏教団に関する探究は、かつては日本中世仏教史研究の中心的課題であった。しかし、黒田俊雄氏による顕密体制論の提唱により、「旧仏教」と呼ばれていた顕密仏教こそが国家と結びついた正統的存在で、それが中世仏教の中心に位置づけられることにより、「新仏教」とされてきた法然・親鸞の許で形成された集団は国家から弾圧された「異端」的存在との評価を与えられた。さらに、平雅行氏は法然・親鸞の思想的分析を進めることで、諸宗兼学の顕密仏教が基調とする思想的多元論や融和主義を否定し、仏法の一元化と絶対化が「異端」思想の特徴だとした。結果、平安後期の聖・遁世僧から法然・親鸞への系譜的發展は否定され、逆に両者の断絶や差異が強調されることとなった。このような研究動向のなかで、法然とその門弟に関する研究は中世仏教の特質解明においては副次的な位置付けとなり、法然の門弟たちが教団を構成したとする点にも疑問が提示され、専修念仏教団に関する研究は急速に停滞することになった。

近年、学界では顕密体制論の基軸をなす「正統」対「異端」という二元論的理解に対する見直しが主張されているが、本論文は専修念仏教団の成立史を詳細に検討することから、既存の中世仏教史理解に再検討に迫るとともに、新たな歴史像を提示しようとする意欲的な研究である。詳細な研究史整理を踏まえ、着実な史料批判と正確な史料読解に基づき提示される新たな論点・主張には説得力があり、それらが論理的に結び付くことで、これまでにない歴史像が示されていく。同時に、思想(教理)的分析と史的考察とを併用していることが本論文の際立った特徴のひとつでもある。以下、六章からなる本論文の主張点とその研究史上の意義を簡潔に述べることにする。

第一章では、初期の専修念仏教団は念仏以外の行業を否定するとともに、顕密僧との交流をも拒否し、「別衆」と呼ばれる排他的集団を構成しており、かかる集団的特質は顕密諸宗を「別解別行」とする法然の教理解釈に基づくものであることを解明する。近年、法然の門弟集団が教団的性格を有することは否定的にみられているが、その排他的性格を社会集団的側面と教理的裏付に基づき実証した点は刮目すべき成果である。その上、朝廷が取り締まろうとしたのは社会集団としての排他性であり、教理面ではなかったという展望を述べ、この点が次章以降で論証されていく。

第二章は朝廷による思想弾圧と評価されてきた「建永の法難」事件を再考するもので、元久元年十月に提出された「興福寺奏状」について独自の解釈を示した上で、興福寺の訴訟過程を復元し、次々に新たな事実を示していく。なかでも注目されるのは、元久三年三月に藤氏長者九条良経が頓死し、氏長者が交替することで、朝廷の方針が転換し、興福寺の主張が認められるようになったという指摘である。つまり、当初、朝廷は法然とその弟子の行業とは別のものと認識していたが、弟子の罪科が法然の罪でもあるとされたことで、結果的に法然が流罪になった事実を明らかにする。このことは、少なくとも、法然を思想的弾圧しようとする国家意思が一貫して存在したとはいえず、「法難」とする通説に対して見直しを迫るものと評価できる。

第三章では、法然没後、隆寛という専修念仏者と天台僧定照との法論を契機に起こった「嘉禄の法難」事件を取りあげ、朝廷が処罰した専修念仏者にはある傾向が認められることを明らかにする。つまり、処断された隆寛・空阿弥陀仏・幸西、嫌疑をかけられた証空はいずれも青蓮院門跡と関わりをもつ僧で、一方、法然の有力門弟にも関わらず処罰の対象とならなかった信空・湛空・源智は天台円頓戒を相承しており、彼らは「嘉禄の法難」事件で天台側として専修念仏者の処断を求めた中心的人物たる宝地房証真と同じ戒脈に属していた。また、青蓮院門跡が管轄する法然

墓所では、専修念仏者の再生産がなされていた。かかる背景のもと、証真らの訴えをうけた朝廷が判断を下した当該事件は、延暦寺内部のセクショナリズムに基づく対立といえ、国家による思想弾圧であるとの評価は難しいと結論づける。第二章で臆気に示された「法難」史観の見直しが明確な形で結実し、それは研究史上画期的な意味を持つものである。顕密体制論では、国家的な思想弾圧を受けた「事実」こそが法然を「異端」とする重要な根拠であり、本章が明示した事実は顕密体制論の根幹を揺るがすものと評価できる。

第四章では、法然没後、多くの門流に分かれた専修念仏教団の展開過程とその活動について論じる。各門流の特質を詳細に検討したうえで、鎌倉期の集団としての実態や性格が、室町期以降の教団としての盛衰の鍵を握ると主張する。法然門流の個別研究は従来からなされてきたが、同門流の全体像を体系的に把握して、その後の歴史的展開を位置づけた点が、研究史上評価されるべき点である。

第五章は法然の思想そのものの分析を行い、研究史上で論争が続いている、法然の専修念仏思想における聖道門の「否定」という問題、諸行往生の可否という問題について、自説を提示する。法然は聖道得悟・諸行往生を理論的には認めているが、非常に困難で難解なものゆえ、勧めなかった事実を、法然の思想的変遷を追いながら跡づける点が新しい。

第六章では、平安後期の聖の実態を解明すべく、『日本往生極楽記』『法華験記』『続本朝往生伝』『拾遺往生伝』などの往生伝に現れる聖を分析する。平安後期になると民間宗教者の増加によりその階層分化が進むこととなり、多様な聖の姿は法然の専修念仏教団に収斂される訳でもなく、すべてが鎌倉期の禅律僧につながるわけではないと結論づける。

以上述べてきたように、専修念仏教団について、その前史と法然没後の展開を含めて、思想的分析と史的考察を駆使して、着実な事実を解明することで、既存の理解に見直しを迫り、新たな成立史像を構築している点が、本論文の最も評価しうるところである。特に、「法難」史観の見直しを強調する点は、研究史上に与えるインパクトが大きい。しかし問題がないわけではない。先行学説に対する批判は概ね妥当といえるが、それらに代わる新たな全体像を明示するまでには至っていない。だがこの点は、論者の今後の努力によって克服されるものであろう。顕密体制論の提唱後、その影響下で進展してきた中世仏教史研究が今後、大きく転換することを実感させる研究として、本論文を高く評価したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2014年7月30日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。